

令和6年白浜町議会第3回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和6年9月12日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時59分開会した。

1. 開 議 令和6年9月12日 10時00分

1. 閉 議 令和6年9月12日 13時57分

1. 散 会 令和6年9月12日 13時57分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	廣 畑 敏 雄	2番	松 田 剛 治
3番	小 森 一 典	4番	溝 口 耕太郎
5番	堅 田 府 利	6番	正 木 秀 男
7番	辻 成 紀	8番	西 尾 智 朗
9番	水 上 久美子	10番	横 畑 真 治
11番	長 野 莊 一	12番	黒 田 武 士

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総 務 課 長	玉 置 康 仁	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民 生 課 長	小 川 敦 司	住 民 保 健 課 長	濱 口 伊 佐 夫

生活環境課長	榎本 崇広	観光課長	新田 将史
建設課長	清水 寿重	上下水道課長	山口 和哉
地域防災課長	木村 晋	消防長	楠川 雄平
教育委員会			
教育次長	廣畑 康雄	総務課副課長	小川 将克

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和6年第3回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順1番、12番 黒田君の一般質問を許可します。

黒田君の質問は、分割方式です。通告質問時間は60分でございます。

質問事項は、1つとして、白良浜について、2つとして、学童保育所について、3つとして、富田地区の防災についてであります。

それでは、白良浜についての質問を許可します。

12番 黒田君（登壇）

○12 番

議長より、一般質問の発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、1つ、白良浜について、2つ、町内の学童保育所について、3つ、富田地区の防災についてであります。順に沿って分割して質問をいたします。

さて、9月も半ばに差しかかってきました。白浜の繁忙期である夏がまさに過ぎ去ろうとしております。町の基幹産業である観光にとって、この2024年夏はとても厳しい夏だったように感じております。私が高校生のおきなので今から約30年前にはなるんですが、南紀白浜観光協会さんが行っている白良浜でパラソルを立てるアルバイトをさせていただいたことがあります。その頃の白良浜といえば、朝から海水浴のお客様がたくさん訪れ、お昼前ぐらいにはパラソルを立てる場所がないぐらいに白良浜にパラソルが立ち、多くのお客様にぎわっていたことを思い出します。

しかし、今年の白良浜はどうだったでしょうか。5月の海開き以後、白良浜の前を通るたびに、車から海水浴場を見ると、海水浴のお客様の数がとても少ないように感じました。近年、気温の上昇や自然災害等の異常気象、来られるお客様の海水浴離れ、新型コロナウイルス感染拡大など、観光地白浜にとって向かい風となることが多く、さらに今年は、南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意報が発表され、白浜が一番忙しい8月9日から14日まで、町内にある海水浴場が閉鎖になり、また、白浜の風物詩であります8月10日の花火大会も延期になってしまったことが十分に関係があると私は考えます。

そういった部分を踏まえまして、白良浜が海水浴場としてもっと質を上げて、以前のように多くの観光のお客様が訪れて楽しんでいただけるよう取り組むことが重要であると私は考えております。

最初の質問に移りますが、白良浜について当局にお尋ねします。

1つ、白良浜内は禁煙、ペットを連れて入ることは禁止になっていると思います。その中で、ルールを守らない方が近年多いと地域の住民の方から何件もご指摘をいただき、現場も何度も見に行っていました。町として喫煙やペットを白良浜に連れて入られている方へどのような対応をされているのか伺います。

2つ、上記の質問にも関連をしますが、近年、白良浜海水浴場内への小型のテントの持込みが多くなっております。気温の上昇や簡易テントの価格が安価で販売されていることなどが理由だと考えられます。日陰やプライバシーを確保できるといった観点から考えると、テントもよいとは思いますが、テントの中は見えないので、室内での喫煙やペットが入っていても気がつかない可能性があります。また、ライフセーバーの監視や救助活動時の妨げ等になりかねないのかと考えます。以前のように、白良浜にテントがなく、持込みを規制し、パラソルや囲いのないタープなどの中が見える風通しのよいものに限定してみてもどうかと私は考えます。

3つ目としまして、白良浜左岸のつくもと足湯から、白良浜への入り口付近に大きな溝が

あります。今年の8月の後半、花火ラリーの際に男性が溝に転落し負傷したと、そういった報告も今年はいただいております。様々な年齢層の方が来られる海水浴場として、少しでも安心・安全で負傷をされる方が出ないような対策が必要だと考えます。

4つ目としまして、以前にも一般質問で当局に質問したんですが、白良浜海水浴場とその周辺のユニバーサルデザイン化について再度質問をいたします。

現在白良浜内にスロープが設置されているのは、浜から海に向かって中央部分とタコ公園や白良荘グランドホテル様がある右側のみになります。湯崎側つくもと足湯のある左側には、浜へ下りるスロープがなく、湯崎方面から来られる車椅子の方は、三楽荘様前の入り口から護岸へ入り、中央部、または浜の右側まで移動しなければ、白良浜へ入ることができない状況となっております。また、トイレに関しても、つくもと足湯の近くのトイレにスロープなどもなく、車椅子の方が近くにあるトイレを利用し難い環境になっていると私は考えます。白良浜内においても、白良浜 de ひらひら Tシャツアート展のときのように、車椅子が通れるためのシートを敷いたり海に入れる車椅子の貸出しを行うなどの観光地としての対策は必要ではないかと私は考えます。

以上4点について、当局の答弁を求めます。

○議 長

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。黒田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今、黒田議員より、白良浜についてのご質問がありました。一言申し上げたいのは、今、白良浜の質問をお聞きしながら、もう全く私も同感でありまして、私にとりまして大変縁の深い白良浜であります。ご存じのように、あの砂ははるばる8,000キロメートル日本から離れた西オーストラリアのパースから来ました。私が県会議員の当時、昭和56年度に養浜計画が始まりました。今も県のおかげでいろいろ諸整備が続いております。おおむね、今日まで約35億円余りの巨費を投じて、あの浜を県に造っていただけてまいりました。8,000キロメートル離れて砂がやってきた、まさに我々にとりまして白良浜というのは大変大事な浜であります。今回申されましたように、8月8日に起こった宮崎県の地震による我々の浜の封鎖、立入禁止が1週間続きましたけれども、そのことにより浜に来るお客さんが減少したということは、確かにあの1週間であったというふうに思っております。ただ我々としては、これからやはり地震の対策、津波の対策もしていかなければいけないと思っておりますけれども、年々減っていく浜への海水浴客やあるいは浜に来てくれる観光客の皆さんに対して、どのようにあの白良浜ビーチというものを我々は活用していくのかということが我々に与えられた喫緊の課題であると思っております。

担当課ともいろいろ話をしながら、私は、白良浜というのをあまり海とひっつけて、泳ぐためだけにあるということではなくて、あの白良浜ビーチ自体を一つの施設にして、どういうふうに我々が訪れてきていただける人たちに活用していくか。泳いでくれなくてもいい、あの浜に来て夕日を見たり、あるいはあの浜の中を歩いていただいて、そのためにも、私はやはり白良浜周辺の背後地のいろんなことの整備というものが必要があるというふうに思っております。そのことに、今我々は担当課も含めて町としてどういうふうに活用していける

かということを検討している最中であります。

そういうことも含めまして、また黒田議員をはじめ、議員の皆様にもいろいろとご説明を申し上げたり、またご意見をいただきながら、もっともっと観光客あるいは海水浴客を増やしていく。コロナ前の一番多い年には、45万人来てくれていたというふうに聞いております。早くその数字を戻しながら、またその数字を超えるような、そういう白良浜ビーチにしていきたいというふうに思っておりますので、今、黒田議員の白良浜へのご質問を聞きながら、そのようなことをちょっと思ったわけでありまして、私の思いの一端を述べさせていただきます。いろんなご質問につきましては、担当課のほうから、答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議 長

番 外 観光課長 新田君（登壇）

○番 外（観光課長）

すみません、少しお時間をいただきました。私のほうからご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の白良浜においてマナーを守らない方への対応についてお答えをさせていただきます。白良浜では、各種条例におきまして、ごみのポイ捨てや指定場所以外での喫煙、バーベキュー、ペットの連れ込み等を禁止してございます。お客様への周知方法としましては、白良浜内に設置した看板による注意喚起のほか、放送設備からのアナウンスを行うとともに、違反されている方に対しては、職員が現認した場合には職員が、海水浴場開設期間におきましては、警備員等により直接お声がけをするなどの対応を行い、マナー遵守に努めているところでございます。

次に、2点目の海水浴場開設期間における白良浜内への小型テントの持込み等の規制についてお答えをさせていただきます。議員ご指摘のように近年手軽に組み立てられる折り畳み式のタープテントやドーム型の小型サンシェードテントなどを利用して日よけをされているお客様が増えてきてございます。白良浜でのライフセーバーによる監視業務は、浜内に設置したパトロールタワー上からの監視と波打ち際での巡回、そしてパトロール本部との連携により実施をしてございます。また、パトロールタワーを中心として海岸から護岸までの動線につきましては、セーフティーゾーンとしまして、テント類は設置せず、円滑な救助活動を行うための空間を確保しているところであり、現状、特に救助活動の妨げになっているとの現場からの報告は受けてございませんが、議員ご指摘のドーム型テントに関しましては、近年の猛暑に対する日よけ効果やプライバシーの確保などの観点から利用者に選ばれている点もあると思われることから、規制に関しては慎重に考えていかなければならないと思っております。

一方で海水浴場におけるマナー向上のための取組につきましては、ほかの地域での取組事例などの情報収集にも積極的に努め、効果的な方法等について研究し、快適で安心して過ごしていただける海水浴場づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

続いて3点目のつくもと足湯付近の状況についてのご質問にお答えします。議員ご指摘の箇所につきましては、担当課において現地を確認したところ、特に夜間等の視界の悪い時間帯において事故の発生も懸念されることから、管理者である和歌山県等とも現場を確認し、ま

た相談し、必要な安全対策等を検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

次に、4点目の白良浜海水浴場とその周辺のユニバーサルデザイン化についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

以前ご質問いただいたときにもお答えさせていただいておりますが、専用駐車場や専用更衣室、また、専用のトイレなどのハード整備や、訪れた方々をサポートするボランティアなどの体制づくりなど多くの課題があり、私たち行政だけでは、またハード整備をすれば実現できるものではないと考えてございます。現在の海岸護岸を含む白良浜の状況は、学識経験者、国、県、地元白浜町で組織する白良浜保全対策連絡協議会により審議を重ね、背後地の防護等を総合的に判断したものとなっております。

浜内の施設は背後地を守る防潮堤等の役割を併せ持ったものとなっており、今年度におきましても、越波対策となるかさ上げ工事を和歌山県により実施していただいているところであり、開口部の増設や拡幅等については、現時点では難しいものと考えてございます。

また、ご指摘のトイレにつきましても、施設の広さや敷地の問題等で、現状改修等については非常に難しいところがあると認識をしております。また、車椅子につきましても、社会福祉協議会などの関係団体等との協力連携がなければ難しいものと考えております。しかしながら、皆様に楽しんでいただける観光地としての取組は必要であると考えておりますので、今後も関係団体等とも協力しながら、訪れた誰もが楽しめるビーチづくりに取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

答弁漏れはございませんか。

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

12番 黒田君

○12 番

再質問ではないんですが、提言といいますか、させていただきます。今、答弁いただきました内容で、例えば1番目のマナーについての部分におきましては、やはり今までどおり引き続き対応していただきたいと思っておりますし、放送されているという部分があったと思うんですが、当然、禁止事項の説明を放送でされるという部分はもちろんなんですけれども、例えば地震や津波、緊急事態に備えた避難場所や避難方法についても、平常時のアナウンスの中に織り込んで、常時そういった啓発ができていくという環境づくりというのが私は大切なのではないかなと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

白良浜内にたくさん看板を設置していただいています。それは私も現場でも確認しているんですけれども、やっぱり看板に関しても、誰が見ても分かる、全ての言語を入れるとかは間違いなく無理なんですけれども、やはり白浜町へよく訪れる国の方が読める言葉、英語は読める国も多くなってきていると思うんですけれども、例えば中国であったりとか、韓国のお客様であったりとかが読めるような工夫をしてみたいのではないかと考えております。

あと、2つ目のテントの部分なんですけれども、私も浜の中へも下りましたけれどテント

の中が見えないし、声が聞こえたりとか中でどうなっているのかが全く見えないということがほとんどやと思います。なので、その中で例えば普通の紙たばこで煙が出ているとか、犬の鳴き声がするということがあったときに、しっかりとした対応をしていただいて、たばこを吸わない方や、普通に海水浴を楽しみに来られている観光のお客様が気持ちよくビーチで遊んでいただけるような対応をしていただきたいと思います。

3つ目のつくもと足湯周辺のことなんですが、あそこは私も見ましたけれど、護岸からは浜へ入るところ、浜側から護岸へ出るところ、両方階段になっていると思います。なので、平常時はもちろん出入りという観点で考えたら、車椅子のお客様もあの辺にいらっしゃいますし、ベビーカーが使われている方もいらっしゃいます。また、有事の本当に地震が起こったり津波が来る、注意報や警報が出たときに、やはりあそこの道というのが避難道路にといいますか、避難のときに使われる道になると思います。なので、施設の管理者の和歌山県とより安全な環境づくりに向けてご協議いただければと思います。

4つ目、ユニバーサルデザイン化についても、各専門的な知識を持たれた団体さんがいっぱいいらっしゃると思います。そういった関係団体と協議いただいて、健常な方もどこかに何らかの障害をお持ちの方も、誰もが本当に楽しめるビーチづくりを当局にお願いをしまして、この白良浜についての質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

最後は数々の提言がございました。今の提言が実現できるかどうかは、また各課で精査をしていただきたいと思います。

以上で、白良浜についての質問を終わります。

次に、学童保育所についての質問を許可します。

1 2 番 黒田君

○1 2 番

続きまして、町内の学童保育所について、ご質問させていただきます。通告書のほうには1番と2番という形で記載をしていたんですが、今回は1番だけをお願いしたいと思います。

それでは、内容に移っていきます。町内の学童保育所について、現在白浜町内には5つの学童保育所がございます。それぞれの学童保育所を回り、各学童保育所の担当の先生からお話を伺ってまいりました。それぞれの学童保育所に固有の課題は個々にもありますが、学童保育所として、全体的に若手の職員がなかなか確保できないと、そういったお話を多々伺いました。学童保育所は、子育て世代の方が安心して働くために、なくてはならない施設であると考えております。また、子供と接する仕事であり、高い専門性も必要な業種ではないかと考えております。町として、この先、現在もそうなんですが、職員を確保するためにどういった取組をなされているのでしょうか。答弁を求めます。

○議 長

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

おはようございます。黒田議員より学童保育所についての質問をいただきました。ご答弁申し上げます。

学童保育所は、白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、運営しています。学童保育所の職員配置は、1支援当たり2名以上の放課後児童支援員で、児童数はおおむね40人以下とされています。配置基準を満たしていても、特別な支援を要する児童の受入れや、利用者の増える夏休み期間等の状況により、安全管理の観点から基準以上に手厚い配置を行い、適正な運営に努めているところです。学童保育所職員の勤務体制は、平日は放課後におおむね午後1時から6時まで、土曜日や夏休み等の長期休暇中は午前8時から午後6時までの間のシフト制になっております。募集については、常にハローワークや紀南福祉人材バンクで行っていますが、学校の授業時間や長期休暇時に合わせた不規則な勤務体制であること、また、勤務時間帯がご家庭で夕食の準備などをする時間と重複していることもあり、保育園や小学校の子供を持つ若い世代を含め、長期雇用につながりにくいのが現状です。教育委員会としましては、これらの課題の検討も含め、引き続き人材確保に努めてまいります。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

12番 黒田君

○12 番

今答弁をいただきましたように、時間が不規則であったりとか、特に現役世代で子供を持たれている方とかであればちょうど忙しい時間がかぶってしまったりとか、なかなか、若い職員さんの確保というのが難しい部分があるのだろうなどは思っております。ただ、今の学童保育所に勤められている方にお伺いしても、もちろん中には短時間を希望される職員さんもいらっしゃいますし、様々とは思いますが、本当に学童保育所の指導員さんとか先生というのを1つの仕事として、長時間の勤務でその仕事だけで生業が成り立っていくような雇用の仕方であったりとか、勤務形態、時間の確保も含めてご検討いただきながら、若い人材の確保というのに関しては引き続き問題意識を持ってこの先も取り組んでいただきたいなと思っております。

2番目の質問は以上です。

○議 長

そういたしましたら、以上で、2番目の学童保育所についての質問を終わります。

次に、富田地区の防災についての質問を許可します。

12番 黒田君

○12 番

次の質問に移らせていただきます。富田地区の防災についてであります。これも再質問みたいな形にはなるんですが、再度、富田事務所や富田地区の防災について質問をさせていただきます。

1つ、富田事務所は津波浸水地域にあり、耐震も不十分と聞いております。いざ有事の際には、富田地域の住民対応を行う上で大切な施設であると考えられますが、町長はどうお考えでしょうか。

2つ、巨大地震が発生した際の富田地域の避難所は確保できているか。また、仮設住宅等の建設予定地は十分に確保できているのか伺います。

○議 長

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま黒田議員から、富田事務所の今後についてのご質問をいただきました。あと、避難所等につきましては、担当課のほうから答弁をさせていただきます。

富田事務所全般のことにつきまして、私は5月に就任をさせていただいてから4か月余り、いろいろ地域を見せていただく中で、特にふだんも含めて有事のときもやはり司令塔になる、富田地域も椿地区も含めて司令塔になっていく富田事務所というのは大変大事であります。今までは、老朽化等、同じように事務所の隣にJ Aも入っております。ご存じのとおりだと思いますけれども、J Aとのいろんな兼ね合いもありましたけれども、最近聞こえてきますのは、J Aがどこかに新たにビルを建てて引っ越されるのではないかと。その中で、富田事務所全般をJ Aのほうから町のほうに買い取ってもらえないか等の話も私も承りました。ただ、この問題につきましては、今申し上げましたように、今までは老朽化でどうしていくかということで対応したらよかったと思うんですけれども、今は黒田議員も申されましたように、やはり地震が起こって津波が来たときには、あの辺りというのは壊滅的に津波の被害が出ると思います。私は全般に、地域を見させていただきましたときに、栄地区も含めて、どこか高台移転というのが必要になってくるのではないかと。あの地区に行かせていただきながら、高台移転の候補地としてどういう場所がいいのかということも含めて、今私自身は考えさせていただいております。

ただそういう中で、現実的に喫緊の問題としてどうしていくかということになりましたら、議員も、昨年の第4回の定例会において、富田事務所のみならず本庁舎の建て替えについてご質問をされ、そのときに、本庁舎の建て替えと一体的な視点に立って検討していく必要があります、重要な課題として検討を続けてまいりたいと、当時の町の答弁としてはそういう答弁をされたということを聞いております。その中で、議員から、白浜町の庁舎建設等庁内検討委員会を活発にもっと稼働させて、住民サービスの継続的な提供はもとよりでありますけれども、そこで働く職員の皆様方が安心して働ける庁舎づくりや、訪れていただける町民の皆さん誰もが利用しやすい庁舎づくりが必要であり、具体的な庁舎等へのビジョンを明確にして、迅速に取り組んでいただきたいということを議員から提言をいただいたということを聞いております。まさにそのとおりだと思います。

ただいまご質問がありました、有事の際の住民対応を行う上で大切な施設であるかという点については、もちろん富田事務所は、富田地域における重要な拠点となる施設でありますし、災害時等において業務を継続できる体制を構築していかなければいけない。これは先ほど申し上げたとおりであります。しかし、議員のご指摘がありましたように、耐震浸水被害など大きな課題があり、先ほども、私はそれを含めまして、今後の在り方を答弁させていただいたわけでありまして、そういうことも含めまして国のいろんな援助をどのようにいただけるかということ、高台移転も含めまして検討しておりますので、その点もご理解をいただきまして、今後とも富田事務所が町民の皆さんにとりまして、本当に安心でしっかりまた、向き合っていけるようにやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君（登壇）

○番 外（地域防災課長）

黒田議員より富田地域住民の方々の避難所の確保、及び仮設住宅の建設予定地の確保についてご質問をいただきました。

本町では、南海トラフ巨大地震に起因する地震、津波による被害が最も懸念されている状況下におきまして、和歌山県が公表をしております被害想定では、物的及び人的被害が甚大であることに加えまして、発災1日後の避難所に避難する方は町全体で約1万人と推定をされております。現在本町では災害種別に応じまして、23か所の避難所を町が開設する避難所として位置づけておりますが、避難所全体での想定収容人数が4,000人であることから、南海トラフ巨大地震による想定避難者数に対する避難所スペースは、富田地域における9か所の避難所においても不足するおそれがあると推定されておるところでございます。このため、町が開設する避難所に加えまして、町において指定避難所として位置づけしております各地域の公共施設や集会所、さらには災害協定に基づく避難所を大規模災害時には開設してまいりたいと考えております。

次に、仮設住宅の建設予定地についてでございますが、富田地域におきましては、小中学校等のグラウンドを除きました町有地から土地の現況を考慮しまして、花卉団地の一部と若者広場を現在仮設住宅建設の候補地として選定してございます。南海トラフ巨大地震における被害想定では、建物全壊棟数が、町全体で約6,400棟に上る想定や災害発生から早期に仮設住宅を完成するためにも、早期着工を可能とするある程度条件が整った候補地が必要であるため、現在選定している候補地だけでは大規模災害時には不十分であると考えているところでございます。

仮設住宅候補地につきましては、今後策定を予定しております事前復興計画の中での取組において、適切な建設予定地を関係課等と協議をした上で、本計画に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

12番 黒田君

○12 番

本当に地震や津波は、今日かもしれませんし明日かもしれません。はたまた何年か後かもしれないんですけれども、住民の生命を守る観点から考えても、本当に待たなしの状況に差しかかっていると考えます。富田事務所の今後について、建て替えになるのか移転になるのかも含め、庁内検討委員会で、十分ご検討いただいて、方向をまた決めていただければと考えております。

また、現状のままで、万が一被災した際の対応に関してもしっかりと準備をされていると感じますが、住民対応までもしっかりと継続できるように、引き続き対策をお願いしたいと考えます。また、避難所に関しては、一定数確保できていて、それでも足りない場合の対策もしっかりできているので安心をしましたが、仮設住宅の建設予定地の確保については喫緊の課題だと考えます。各地区から避難しやすく、高台であるなどの選定の条件はあると

はと思いますが、被災後の住民が安心して、復興までの間暮らせる場所の確保に向けて、引き続き対応をお願いし、この質問を終わらせていただきます。

○議長 長

以上で、富田地区の防災についての質問を終わります。

これをもって、黒田君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 44 分 再開 10 時 51 分)

○議長 長

再開します。

通告順2番、10番 横畑君の一般質問を許可します。

横畑君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は70分でございます。

質問事項は、1つとして、南海トラフ地震への備えについて、2つとして、マイナンバーカードの健康保険証利用について、3つとして、マイナポータルについてであります。

初めに、南海トラフ地震への備えについての質問を許可します。

10番 横畑君（登壇）

○10番

10番 横畑真治です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って一般質問をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

猛暑と台風という点でも、南海トラフ巨大地震の臨時情報という点でも、今年の8月は白浜町にとって厳しい対応が迫られる月となりました。役場当局の皆さんも、防災体制などで夏休みが予定どおりになされなかった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。この間のご努力に心から敬意を表したいと思います。

さて、質問に入ります前に、8月9日の長崎市への原爆の投下を思い起こし、平和への誓いと祈りをするために、毎年行ってきた黙祷をささげる町内放送が今年は行われませんでした。8月6日の広島市原爆の記念日には放送されていたのですが、なぜかと疑問に思いました。担当課のお話では、南海トラフ臨時情報の放送もあったため黙祷の放送を中止したとのことでありました。巨大地震に注意しながら日常生活を送るという臨時情報の趣旨からいっても、例年どおりの放送内容で黙祷を実施することが、平和を願う行政の姿勢としても必要だったのではないのでしょうかと私は考えます。ぜひ、今後の対応の在り方についてご検討いただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

南海トラフ地震への備えについてであります。気象庁は、8月8日、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったとして、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を初めて発表しました。このことにより、白浜町も、観光シーズンであるこの時期に、町として苦渋の決断をされました。観光地白浜において、このような観光シーズンに本当に災害が起こったときに多くの方々の命が守れるのかどうか、それが一番の問題になってくると思います。そこで今回は、観光地白浜は観光客が急増し、インバウンドが増えている、このような中で対策は立てられているのか、再び検証し、今後備えていく必要があることと、津波災害について見直す点があるのではないかといいるところから質問をさせていただきます。

過去400年の巨大地震の歴史をひもといていきますと、発生の30年ぐらい前から内陸

の地震活動が活発化しているとされています。西南日本では、1946年の昭和南海地震以来、50年近く大地震は起きていませんでしたが、1995年に阪神・淡路大震災、マグニチュード7.3が起き、2000年に鳥取県西部地震、マグニチュード7.3、2005年に福岡西方沖の地震、マグニチュード7.0、2016年に熊本地震、マグニチュード7.3、今年1月の能登半島地震、マグニチュード7.6と続いて、南海トラフが動く可能性が極めて高いと考えられています。そこに今回の日向灘地震、マグニチュード7.1が発生したわけであります。震源地域とする巨大地震の間隔は様々ですが、マグニチュード8以上の地震が連続的に起こるのが特徴です。1854年の安政地震ではマグニチュード8.4が発生した約32時間後に、マグニチュード8.4の南海地震が起きました。1944年の昭和東南海地震、マグニチュード7.9は、約2年後の1946年の昭和南海地震、マグニチュード8.0と続きました。

南海トラフ地震は、日本列島の太平洋側の海底にある溝状の地形「南海トラフ」、東海から九州まで東西およそ700キロメートルに沿って発生が予想されている巨大地震です。震源となり得る場所が広いと、東側と西側で別々に地震が起き、それが時間差で連動して巨大地震を引き起こす可能性があると考えられています。関東から四国、九州にかけて強い揺れや津波による甚大な被害が想定されています。国民の半数が被害となる可能性があると言われています。政府は、2019年にまとめた被害想定では、死者が最大約23万1,000人、全壊、焼失建物が最大約209万4,000棟とされています。被害の大きさなど、どの地域が大きく被災するかによっても変わるとされていますが、政府は南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、震度6弱以上の激しい揺れや高さ3メートル以上の津波のおそれがある29都道府県の707市町村を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定、このことにより、住宅耐震化や避難経路の確保といった呼びかけになっています。町として、十分な対応になっているのでしょうか。新たな目を見ていただいたとき、町長の気づかれた点や早急に予算化してでも取り組まなければいけない点などお聞かせください。

○議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

横畑議員から南海トラフ地震への備えについてご質問をいただきました。

その前に、8月7日*の長崎の原爆で亡くなられた貴い皆さんに対する黙祷の放送が、今年はないというご指摘をいただきました。大変申し訳なく思っております。ただ、8月8日に発生した宮崎県での地震、我々はその翌日の8月8日に浜の立入禁止、そして花火大会等の中止を決めたわけでありまして、翌日まだ発生の可能性が高いという中で、9日から立入りを禁止したにもかかわらず、駐車場をあけたりとか、あるいはまた、立入禁止で警備員が来られる皆さんに注意を喚起しているにもかかわらず、9日は結構人が浜にまだ通常のようにおられまして、我々役場の担当の職員も含めまして、今申し上げました警備員等で、もう今日は立入禁止をしているのでどうか引き上げてほしいということを実はやっていた最中でありまして、ただ、そうでありましても、例年どおり8月7日*の長崎市原爆の日になんかこの放送ができなかったことに関しましては、大変申し訳なく思っております。ただそのような大変な状況であったということもまたご理解もいただきまして、それとこれとは別

じゃないかという、そこもあるかと思えますけれども、またご理解もいただきたいと思えます。【※P13に訂正発言あり】

今、この南海トラフ地震の全般についてご質問もありました。今のご質問の中にありました昭和21年の12月に起こった昭和南海地震、あれから78年経過するわけでありましてけれども、あのときに白浜町民15名の皆さんの貴い犠牲がありました。その弔慰の碑が、今町内に7か所あるわけでありましてけれども、私は先般、棧橋にある綱不知公園の中にある弔慰の碑のところに行ってきたわけでありまして。そういうことを現場で見るにつけて、やはりしっかり対応していかなければいけないなということを実は改めて感じたわけでありまして。

その中で、本町といたしましては、巨大地震から町民の生命、そして身体、財産を守るための防災・減災対策のために必要な各種施策に取り組んでおります。防災担当課では、これまで数年にわたり、津波から逃げ切ることができない地域、いわゆる避難困難地域の解消対策としてのハード対策の実施や、あるいは災害発生後における復旧・復興対策に向けた業務継続計画の見直し、国や県、他の自治体からの支援を円滑に受け入れるための受援計画を策定するなどのソフト対策や、各避難所における備蓄資機材の充実等に取り組み、また関係課においても、個人住宅の耐震化の促進、災害時の要援護者の避難対策等、多岐にわたる取組を行ってきたところであります。

ただいま議員からご質問がありましたように、新たな目で見て気づいた点や、早急に取り組むべき事項について、るるご意見をいただいたところでありますけれども、防災・減災対策は一朝一夕になかなかし得るものではなく、また行政だけが取り組むのではなく、地域全体と一緒に、1人でも多くの大切な命を守るという共通の目的に向けて、一人一人の自助、また地域で助け合う共助、そして我々行政が行う公助の連携が必須であると考えております。

先日、初めて発表された南海トラフ巨大地震に関する臨時情報、予測の難しい台風や、各地で発生している局地的な豪雨等、常に身近にある災害に対する町民の皆様の不安は尽きることはないものと推察するところであります。様々なご意見もいただいているところでありますけれども、本町といたしましては、防災・減災対策に対する各種施策の継続はもちろんのこと、各自治会や自主防災組織が実施する防災対策事業への支援を含め、引き続き、積極的な防災・減災対策を講じてまいりたい所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長

答弁の訂正があります。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

すみません、私の先ほどの答弁の中で8月7日と勘違いして申し上げた部分がありました。8月9日であります。大変失礼しました。訂正をさせていただきおわびを申し上げたいと思っております。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

まず人の命を守っていくということで、ぜひとも自助・共助・公助という形で取り組んでいけるような連携した形でお願いしたいと思います。

それでは、この続きの内容なんですけれども、観光シーズン、夏のシーズン時の人口がかなり増加する1日当たりの人口なんですけれども、どのぐらい増えていますか。お聞かせください。

○議 長
番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

夏シーズン時の1日当たりの人口増についてお答えをさせていただきます。

1日当たりの人口増につきましては、観光客数を日毎で集計しているデータがございませんので、月別で申し上げますと、集計がまとまっている令和5年の7月で約33万人、8月で約37万人となり、2か月間で約70万人のお客様がお越しいただいたことになってございます。これらの数字から、1日当たりの観光客数を割り戻すとあくまでも平均値とはなりますが、約1万1,300人が、7月、8月の2か月間で1日当たりお越しいただいているというふうな数字でございます。

○議 長
10番 横畑君

○10 番

白浜町の人口が2万人を切ってまいりました。その中で1万1,300人というのはかなりの人数が増加するという、エリアごとにかなり増えるという集客のおそれがあるというか、そこへ密集してしまうということがありますので、また今後の対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。外国の観光客の方も多く見られると思ひんですけれども、誘導等の対応は具体的にはどのようにされていますか。

○議 長
番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

外国の観光客の皆様への避難誘導についてでございますが、このたびの南海トラフ地震臨時情報の発表を受け、閉鎖した海水浴場を再開する際におきましては、外国の方向けに英語、中国語の簡体字、同じく中国語の繁体字、韓国語の計4か国語に対応した避難経路等を記載したチラシを用意し、関係ホテルであるとか白良浜内においても配布をさせていただいたところでございます。また、避難の円滑化が図れるよう、白良浜海水浴場、現在まだ海水浴場を開いておりますので海水浴場内での避難案内看板等の早期設置を検討してございます。今のところはそういうような形で対応を予定してございます。

○議 長
10番 横畑君

○10 番

できるだけ防災に向けた形で、観光客の方にも分かりやすい形を取っていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きます。限られた人の中で想定される防災計画、今、震度7の大地震が、大津波が1時間以内に來ます。このような状況に対してシミュレーションされていると思ひま

すが、こういったシミュレーションになっていますか、お聞かせください。

○議 長
番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

現時点で震度7の地震が発生しまして大津波が1時間以内に来ると想定された場合は、直ちに防災行政無線をはじめとするあらゆる手段を用いまして、誰もが津波から逃げ切るような高台への避難を呼びかけるに尽きると考えてございます。

○議 長
10番 横畑君

○10 番

緊急時にはそういった形で想定されていない以上の動きになると思いますので、その辺も防災関係よろしくお願いたします。

それと、津波に対する町で参考にしていただきたい町があります。巨大地震、あるいは巨大津波が想定される高知県の黒潮町であります。「犠牲者ゼロを目指す」、これは南海トラフ巨大地震で最も高い34.4メートルの津波が想定されている高知県黒潮町が掲げる目標であります。黒潮町は、太平洋に面する延長135キロメートルの海岸線を有し、人口9,990人、65歳以上の高齢人口は約47%、4,667人です。

江戸時代以降、宝永（1707年）、安政（1854年）、昭和（1946年）の南海地震で大きな被害が出ました。そうした歴史の教訓からも備えてきた町であります。東日本大震災、2011年3月11日の1年後、国は、南海トラフ大地震の被害想定を発表しました。黒潮町は最大震度7、津波高は34.4メートル、死者2,300人。そこで、高齢者でも津波到達前に避難できるよう整備し、町は「避難放棄者を出さない」を全町民で共有することを掲げました。

最初に取り組んだのは、避難場所と避難路の整備です。避難を諦めるのではなく、避難すれば命が助かる状況をつくるのが大事。津波浸水想定地域では、津波到達時間から計算して、高齢者でも徒歩で避難できるよう、避難場所と避難路を整備しました。黒潮町の自主防災会は地域で話し合い、避難場所を決めました。夜間でも蓄光板で迷わず逃げることができるということです。高台に避難場所が確保できない地域は、避難困難区域として津波避難タワーを6基建設しました。最大のものは高さ25.4メートル、230人が収容できます。最上階には、居室や食料、水、簡易トイレなどの備蓄倉庫も備えています。あくまで理論上的のことですが、津波浸水区域の住民全てが正しい避難行動を取れば、津波到達までに避難できるが、地域で住居が壊れ下敷きになれば、その後の津波から避難できなくなります。町は各戸を回って耐震診断と耐震改修を進めてきました。年間100件前後のペースで住宅の耐震化を進めています。日頃から、小学校、中学校では、年間10時間以上の防災教育、年間6回以上の避難訓練をしています。我が町も取り組めることは参考にしていただきたいと考えて紹介させていただきました。

さて、白浜町内にも津波避難タワー、避難ビルができています。日置地区に2か所、中地区に2か所、鍵がかかっている状態になっています。緊急時の対応とあと連携はどのようになっていますか。お聞かせください。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

避難タワー及び避難ビルにはそれぞれ震度5弱以上で自動的に鍵を取り出せる開錠鍵ボックスを設置しておりますが、津波は地震の震度に関係なく発生するおそれがありますので、入り口部分の扉に設置した小窓を簡単に壊して、誰もが扉を開けて避難できる形状となっております。

以上です。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

鍵がかかっているのだから分からないという問合せもありましたので、一応今、聞かせていただきました。誰でも簡単に開けることができるということで理解いたしました。

それと、避難経路の確保ができていても、いざというときに役に立たなければ意味がありません。町長は今回、観光客に避難路を伝えられていましたが、観光客と地域住民が一体となって取り組む避難訓練が必要ではないでしょうか。避難訓練について伺います。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

避難訓練についてお答えをさせていただきます。今回海水浴場へお越しの皆様には避難経路を周知させていただきましたが、海水浴客を対象とした避難訓練につきましては、合併後2回実施しているところでございます。そのうち最も直近となるのが、平成25年7月24日に実施をした白良浜での避難訓練でございます。町のほか、白浜観光協会、白浜町商工会、白浜温泉旅館協同組合が主催者として実施し、45名の方が町の指定した避難所まで避難をしていただいたところでございます。

各施設、特にお客様の宿泊を受け入れている施設に関しましては、火災や地震津波等を想定した避難訓練を定期的に行うなど、有事に備えてございます。また、海水浴場の開設期間中は、ライフセーバーが率先避難者となって津波避難誘導の先頭に立つ役割があることから、海水浴場の開設に当たっては、ライフセーバーによる避難経路の確認を実施するなど、災害発生時の迅速な対応に取り組んでいるところでございます。

このたび閉鎖した海水浴場を再開するに当たっては、改めて町とライフセーバー、警備事業者による津波避難経路、誘導手順等を再確認したところであり、今後はこうした取組の適宜実施や海水浴場での避難訓練なども検討し、一層の安全対策の推進に努めたいと考えてございます。

巨大地震が発生した場合には、慌てることなく、関係者全てが適切に対応できるよう、日頃からの備えが重要であると認識しており、それぞれの役割を再認識する上でも、地域一体となった避難訓練の必要性は認識してございますので、避難訓練の実施を含め、引き続き関係機関などとも連携を図りながら、安心・安全な観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

避難訓練といっても、本当に強化されるというものではないと思うんです。でも、その避難訓練をしていくことによって連携が取れていくという形ありますので、ぜひとも避難訓練を充実させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今回の巨大地震注意は初めてでありましたが、命を守るのを第一にしたときに、住民の皆さんの協力なくして成り立たないと思います。住民の皆さんの連帯は明確化されているのでしょうか。避難訓練などを繰り返し行うことにより、住民の皆さんとの一体感が生まれ、今後に活かしていけると考えますが、ご意見をお聞かせください。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

議員がおっしゃるとおり、自分の身の安全を守るためにも防災訓練を通じまして、防災に関する意識を高め、正しい知識や行動を身につけておく必要があると考えております。また、その訓練を計画的に繰り返すことによりまして、課題等も明確になりますので、次回に向けての取組、連携を深めることができ、今後にも生かしていけるものと考えてございます。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

ぜひとも明確化していただいて、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大災害のときに多くの方々が避難されると考えられる学校の体育館であります。今年のような暑さの中では避難所にはなりません。エアコン設置も検討課題として入れていただく提案をしたいのですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

町内小中学校のエアコンにつきましては、普通教室には全て設置してございますが、特別教室の一部や体育館については設置できていないのが現状でございます。体育館は学校施設としてだけではなく、避難所としての特性も持つことから、エアコン設置につきましては、地域の災害時におけるリスク低減につながる重要な課題であると考えてございます。既存の体育館は断熱性能が確保されておらず、改修を行わなければ空調による十分な冷暖房の効果を得られない可能性があります。また、改修、設置だけではなく、使用に要する費用の調査も行わなければなりません。過去には、他の自治体で避難所で電気式のエアコンが停電で使えずに熱中症が発生した、そういうような事例もあり、防災機能向上を考慮し、ガスヒートポンプ式のエアコンも検討する必要があるなど、防災対策を当局と協議を行った上で予算計上していく必要があると考えております。

教育委員会としましては、今後も安心・安全のために優先順位を考えながら、学校施設の防災強化に向けて整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

防災に関して様々な質問をしてまいりました。命を守る意味で、予算もかかりますが、前向きに検討していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

この質問に対しては終わります。

○議 長

以上で、南海トラフ地震への備えについての質問は終わりました。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用についての質問を許可します。

10番 横畑君

○10 番

続きまして、マイナンバーカードの健康保険証利用についてであります。

今年、12月2日に健康保険証廃止というのがニュース等でも言われております。そのことにより、様々な問題点や心配事、第一に「分かりにくい」との声が上がっています。持ち歩くのはとても物騒なので、マイナンバーカードを持っていない方や返納された方もいます。不安に思っている方がめっちゃめっちゃ多いのにもかかわらず、保険証の廃止はもう間もなくとなっております。いま一度、マイナンバーカード健康保険証についてご説明をお願いいたします。

○議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

横畑議員より、マイナ保険証についてご質問をいただきました。

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを用いてマイナポータル上で保険証利用登録を行うことにより、保険証として、医療機関等での受診の際に顔認証または設定された4桁の暗証番号により本人確認及びオンライン資格確認等、システムにおいて保険資格の確認ができるものでございます。

以上です。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

説明を聞いてもやはり分かりにくいところがあります。このマイナンバーカードに保険証の機能がついたら、病院とか薬局に行くと、マイナンバーカードを置いて顔認証か暗証番号を選んで、入力して同意したら使えるという仕組みになっています。ただ実際、この保険証の利用率は全国で見ても7.7%ということでもあります。全然普及がされていませんが、白浜町の普及利用率というのはどんなものになっていますか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

マイナ保険証の利用状況についてのご質問でございます。

当町における国民健康保険の被保険者による最新の利用状況ですが、今年の6月の利用状況は、被保険者数が4,849人で、そのうちマイナ保険証登録者数が3,079人となっ

ております。登録率は63.5%です。マイナ保険証の利用率ですが、マイナ保険証の利用者数が476人で、外来の受診者は延べ件数5,873件です。利用率は8.1%となっております。

以上です。

○議 長
10番 横畑君

○10 番
全国よりは利用率が高いということが分かりました。

マイナ保険証を持たない方には、資格確認証が発行されますが、有効期限はどのようになっていますか。

○議 長
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

資格確認証の有効期限についてのご質問でございます。

資格確認証の有効期限につきましては、5年以内で保険者が設定するようになっており、和歌山県内の市町村では、有効期限を1年とする方向で現在調整がされているところでございます。

以上です。

○議 長
10番 横畑君

○10 番
自治体ごとに違うということで白浜町では1年を目指すということですね。

それでは、資格確認証は保険証がわりと聞いていますが、身分証明書としては使えるのでしょうか。

○議 長
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

資格確認証が身分証明書として利用できるかのご質問でございます。

資格確認証の身分証明書としての利用につきましては、役場窓口等では、顔写真がないため資格確認証1点のみでは身分証明とはなりません。ただ、従来の被保険者証と同様に、別の書類と併せて2点での身分証明としてお使いをいただくこととなります。

以上です。

○議 長
10番 横畑君

○10 番
資格確認証は身分証明書にはならないということですね。

資格確認証はこれまで高額療養費制度で使っている限度額適用認定証とか、高齢受給者証などはどうなりますか。

○議 長
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

資格確認証に係る各種証明についてのご質問でございます。

まず、限度額適用認定証につきましては、これまでどおり町への申請により交付をさせていただきます。次に高齢受給者証につきましては、資格確認証にその旨の表示があります。

以上です。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

それとマイナンバーカードの期限とマイナ保険証の有効期限は一緒ですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

マイナンバーカードの有効期限についてのご質問でございます。

マイナンバーカードにつきましては、18歳以上の方で申し上げますと、発行してから10回目の誕生日ということで、有効期限は10年となります。また、マイナンバーカードに登録されている利用者証明用電子証明書は5回目の誕生日ということで5年となります。マイナ保険証の有効期限につきましては、基本的にはマイナンバーカードの電子証明書の有効期限と同じ5年となりますが、電子証明書の更新手続きがすぐできない方もいらっしゃいますので、電子証明書の期限が切れた後3か月間は引き続きマイナ保険証としての利用が可能となっております。

以上です。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

質問すればするほどややこしくなって複雑になってくるわけなんですけれども、本人であるということを確認するため、4桁の暗証番号を使います。あるいは、もちろん顔認証をもって認証することもできますが、子供の場合はどうやって認証するのか、親や代理人が代わりに暗証番号をそこで4桁の暗証番号を入力するのか。毎回そうなっていますか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

子供さんの場合の認証確認についてのご質問です。

子供さんの場合は、顔認証による認証もしくは保護者、代理人の方が暗証番号を入力していただくこととなります。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

そしたらそういった形で子供さんが持ち歩くというのではなしに、親御さんが一緒について行って暗証番号を入力するということとなりますね。分かりました。

○議 長

以上で、マイナンバーカードの健康保険証利用についての質問は終わりました。

次に、マイナポータルについての質問を許可します。

10番 横畑君

○10 番

政府は、医療情報の提供に同意すると、過去に処方されたお薬とか特定健診の情報を見られるようになって、初めて受診する医療機関や薬局でも総合的な診療が行われ、同じような薬や飲み合わせがよくない薬を避けた適切な処方を受けられるというふうに広報していますが、実際、どういう情報がマイナポータルで確認できるのでしょうか。

○議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま横畑議員より、マイナポータルでの情報とか確認についてのご質問いただきました。

まず、マイナポータルとは、国が整備いたしましたマイナンバーを利用したインターネット個人向けのサイトでございます。主な機能といたしましては、行政機関の保有する税関係の情報ですとか社会保障給付に関する情報の確認、また、行政機関から配信されます様々なお知らせを受信することや、ワンストップサービスで行う行政サービスの申請手続などをオンラインで行う機能も備わっております。マイナポータルの利用にはマイナンバーカードやパソコンなどが必要となりますが、役場に出向かずに各種申請の手続が行えるなど、町民の皆様にとって利便性の高いものというふうに考えてございます。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

マイナポータル、パソコンとかを使える方は本当に便利にはなっていくと思うんですけども、高齢の方に対しては、ちょっと難しい部分もあるのかなというようなことがあります。それが公金受取口座も見られる年金関係の情報です。次が子供・子育て、児童手当とかひとり親家庭であるということもマイナポータルで見ることができます。戸籍関係情報、福祉のところでは、障害、保健福祉、あるいは生活保護といったところまで分かります。そして雇用保険や労災の情報についても閲覧できます。

このように、マイナンバーカードを使って4桁の暗証番号を入力すればログインでき、このマイナポータルというサイトは、健康保険証として使うときに4桁の暗証番号を使うだけでなく、こういうかなりセンシティブ、いわゆる神経質な情報も閲覧できるというものであります。ご本人の4桁の暗証番号は決して他人に教えてはいけないものだと思います。これほどまでに複雑にしていく中で、政府の進め方に自治体の業務が増え過ぎてはいないか危惧するわけであります。

最後に町長より一言いただきまして、私の質問を終わります。

○議 長

番 外 町長 大江君

○番 外（町 長）

横畑議員のご質問を聞かせていただいて、全く聞けば聞くほど何か分からなくなるという

のは全く同感です。ただやはり、ネット社会においてこの方向が続く限りにおいては、我々も努力して、それをしっかり覚えるように会得するようにしていかなあかんのかなというようなことを感じながら、今、質問を聞かせていただいております。ご懸念はもっともお話だと思います。

そこで今、議員がおっしゃるとおりに、マイナンバーカードと暗証番号が他人に悪用された場合、また、マイナポータルでは、様々な個人情報が確認できるため、高いセキュリティ対策が求められます。その他、万が一、マイナンバーカードが盗難等に遭った場合には、24時間365日対応しているフリーダイヤルで停止ができるということになっております。同時に、マイナポータルからのマイナンバーの漏えいについても、政府において、ただいま十分な対策に努めていただいているところであります。

なお、私ども自治体の業務でありますけれども、担当部署の業務が一時的に増加することも事実ではあります。確かに通常業務もそうですけれども、負荷がかかっているということも確かでありますけれども、行政の電子化が進むことによって、行政手続の簡略化と、町民の皆さんの利便性の向上が図られ、また、行政の業務量の削減にもつながっていくということもありますので、この点、ご理解のほどをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長

以上で、マイナポータルについての質問は終わりました。

以上をもって、横畑君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

(休憩 11時41分 再開 13時00分)

○議 長

再開をいたします。

長野議会運営委員長より報告を願います。

11番 議会運営委員長 長野君（登壇）

○11 番

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことを報告し、ご了承をお願いします。

本日は、2番 松田議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。ご了承のほどよろしく願いいたします。

引き続き、一般質問を行います。

通告順3番、2番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は90分でございます。

質問事項は、1つとして、こどもにやさしいまちづくり事業の推進について、2つとして、町立小中学校体育館へのエアコン設置について、3つとして、女性防災担当職員および女性・子ども・高齢者の備蓄用品について、4つとして、耳が聞こえづらくなった人の支援についてであります。

初めに、こどもにやさしいまちづくり事業の推進についての質問を許可します。

○2 番

ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を始めます。

こどもにやさしいまちづくり事業は、子どもの権利条約を自治体レベルで具現化するためにユニセフが提唱する世界的な運動です。日本においても、子供と最も身近な行政単位である市町村等で子どもの権利条約を具現化する活動として、日本ユニセフ協会が中心になって推進しています。その特徴は、町の人々みんなでみんなのまちをつくっていき、とりわけ子供もまちづくりの主体、当事者として位置づけることです。そして今、日本の自治体でもこの取組が広がっています。

1994年に日本も批准している子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つが子供たちの持つ基本的な柱とされています。子供が1人の人間として扱われ、社会と関わることなしに、安全で安心して持続可能な地域の未来はありません。今回は特に参加する権利の推進について質問をいたします。

初めに、子どもの権利についての教育や啓発活動の積極的な推進についてお伺いします。宮城県の富谷市では、「子どもにやさしいまち」は担当課だけではなく市役所全体で取り組まなければならないということで、2018年5月に、富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議が設置されています。この富谷市の庁内連携会議で、子どもにやさしいまちについて議論を続けた結果、2018年11月に、子どもの権利条約の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利に基づいた4つの柱から成る「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」が行われました。この宣言は、外に向けて発信することで、市の職員や子供に関わる人々のみならず、市民の皆さん一人一人に、子どもの権利を大切にするという考えが広まり、町全体で子供にやさしいまちづくりへの機運を徐々につくり出すことができたと同っています。

このように、子供たちやその関係者に子どもの権利についての教育や啓発活動を積極的にを行い、子供たちが自分の権利を理解し、自分で自分の権利を守るための行動を促す社会環境の整備は大変に重要であります。子供が1人の人間として大切に扱われ、安全で安心して暮らせる環境整備なくして、持続可能な地域の未来はありません。子どもにやさしいまちづくりは、ひいてはお年寄りや女性をはじめとする全ての人に優しいまちづくりへとつながります。

そこで、我が地域においても、「子どもにやさしいまちづくり宣言」の制定や、庁内連携会議を立ち上げる等の取組により、地域ぐるみで子どもの権利についての教育や啓発活動を積極的に推進すべきと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

松田議員から、こどもにやさしいまちづくり事業の推進について、ご質問をいただきましたのでご答弁申し上げます。

ユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業の中には、子どもを権利の客体として捉えることに加え、権利の主体として自分の考えていることや思うことを言えること、そしてそれ

を聞いてもらえることにより、自分に自信を持ち、社会への積極的な参加意識を持てることが大切であり、それを実現することが子どもにやさしいまちと記載されております。

まず、小学校や中学校では、主に社会科の授業で国民の基本的な人権や持続可能な社会について、全ての人が生まれながらにして自由で平等であり、誰もが幸せに暮らす権利を基本的人権として国民に保障されていること、また、持続可能な社会の実現のために、一人一人の積極的な社会参画が必要なことを学んでいます。それに伴い、各小中学校では、児童・生徒の自律性を育てるため、児童会活動や生徒会活動等の取組をしています。特に中学校では、企業との連携を行うことで、生徒の主体性も育ってきています。教育委員会としても、「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちの構成要素」も参考にしながら、白浜町の生涯学習のまちづくりの理念にある、先人が守り、育み、引き継がれてきた貴重な地域資源をもとに、住民と地域、行政が協働し、それぞれがまちづくりの担い手としての役割を發揮すること。また、そのことにより、子供から高齢者、そして町に訪れる人が、本町に「住みたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と感じられるよう、魅力的なまちづくりをさらに進め、啓発していきたいと考えます。

議員よりご提言のあった庁内連携会議の設置につきましては、様々な視点から子どもにやさしいまちづくりを推進していく上で有効な取組であると認識しています。当町におきましては、令和6年4月に児童福祉部門と母子保健部門の機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、一体的に相談支援を行う子ども家庭センターが設置されたところであり、その取組の1つとして、子育てガイドブック等の作成も進めているところです。

今後、子供に関わる部署において、施策・事業を継続していく中で、庁内連携会議の設置や、その上で子どもにやさしいまちづくり宣言の制定も含め、検討課題とさせていただきたいと考えております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

次に、子供たちがまちづくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備についてお伺いします。

北海道の安平町では、子どもにやさしいまちづくりを、①子どもが当たり前意見できるまちづくり、②子どもたちが安心して遊べるまちづくりと捉え、子どもたちが主人公のまちを目指しています。具体的な取組として、地域育成会議等と連携しながら、子供の意見を尊重し、遊び場づくり、遊ぶ機会づくりに取り組んでいます。この遊び場づくり、遊ぶ機会づくりを通して、その主役である子供たちが、意見や考えを表明する協議の場をつくることは、子供の自己肯定感や主体性などの人間性を育むことにつながります。

また、まちづくりの方針を決定する場に、地域の未来を担う子供たちを積極的に参加させることは、自分の思いを整理し、友達や大人の意見を尊重する等、一人一人のコミュニケーション能力を磨く絶好の機会になります。そこで、我が地域においても子供のための事業等の方針を決める際に、当事者である子供たちが積極的に議論に参加できる仕組みや制度を整備することは大変に有意義であると考えます。例えば中学生であるなら、毎年夏休み期間中に議場において中学生議会を開催し、町内の中学生から政策提言をいただいておりますので、

もっと幅を広げて、町内の小中高生を含めた「小中高学生議会」にするとか、町長とのまちづくり懇談会を定期的に行うなど、子供と町当局との意見交換の場をつくってはと提案しますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

松田議員から子供たちがまちづくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備について中学生議会の幅を広げて、町内の小中高生を含めた小中高学生議会とし、子供と町当局との意見交換の場をつくってはどうかとのご提案をいただきました。

まず、白浜町中学生議会につきましては、8月26日に町議場において第12回目となる中学生議会を開催したところであります。町内の中学生が町議場で、自由な発想で町に対し、意見発表や提言することで、行政や議会の仕組み等を知り、町政に興味を持つことでより一層今後の学校生活や生徒会活動に生かせることを目的に開催しています。今年度も、町内4中学校から選出された7名の中学生議員の皆さんにより、町の防災に関することや、地域交通、環境保全、観光、地域振興など、自分たちの住む地域から町全体にわたることまでよく調べ、町に対し質問、提言をしていただきました。私どもも緊張感を持って真剣に答弁をさせていただいたところであります。この議会は、中学生議員にとっても町当局にとっても大変有意義で貴重な機会であると感じております。また、中学校の生徒の皆さん、先生方のご協力により、夏休みの貴重な時間を割いて取り組んでいただいたことに感謝しているところでございます。

さて、この中学生議会に、小学生、高校生を含めた小中高学生議会の合同開催にしてはどうかとのご提案につきましては、現行の中学生議会は、町内各中学校との連携協力があって実現しているものであります。町内の高校生を対象としますと、個人に対して参加者の募集から始まり質問などの審査、選考が必要になるなど、従来とは異なる方法となることから、煩雑化のおそれもあり、合同での開催は非常に難しいと考えます。小学生につきましては、取組方法にもよりますが、年齢差による内容の違いが生じることや、対象となる学校や参加人数の増加による日程調整の難しさ、開催時間も長くなり、小学生の集中力などについても考慮しなければならないなど、合同で開催するにはクリアすべき様々な課題があり、一から開催方法の見直しを行わなければならないと、容易ではございません。

このような現状と課題もあることから、先ほども申し上げましたが、学生が柔軟な発想や創造性、物事を論理的に考え、自らの主張を意見発表や提言すること、そして行政や議会の仕組みを知り、行政に興味を持ち、その後の学校生活や生徒会活動に生かせることを目的として、本町における子ども議会については、中学生議会が最も適しているのではないかと考えています。今後もこの取組を継続してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

町長とのまちづくり懇談会の実施についてのご提案をいただきました。

子供たちと対話の場を持つことは、子供たちの聞く力や理解力、また、表現力など様々な

力を伸ばしていくことにもつながり、積極的に議論に参加できる取組として非常に有意義なご提案であるというふうに思っております。

しかし、実施規模や対象者の調整など、多くの課題もありますので、一度検討させていただきたいと思います。議員がおっしゃられるように、私どもも地域の未来を担う子供たちが積極的に議論に参加できる仕組みづくり、また、子供の自己肯定感や主体性などの人間力を育むことは非常に大切なことであると認識してございます。ご提案をいただきました子ども議会や町長とのまちづくり懇談会だけではなく、このような機会や、また、そういう場の創設、手法などについて、どのような取組がいいのかどうか、今後、検討、また研究をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

令和6年7月31日に「こども政策の課題と展望」として、白浜会館で開催された渡辺こども家庭庁長官の講演会に参加させていただきました。この講演会の開催につきましては、大江町長のご尽力により実現されたとお聞きしております。このような貴重な機会を持っていただき大変感謝申し上げます。渡辺長官より、こどもまんなか社会の実現には、こども・子育てにやさしい社会づくりとしての意識改革を進めていかなければとのお話もありました。こどもまんなか社会の実現に向けて、子供や若者の意見を尊重しながら、何ができるかを考え、自分でできるアクションを実践していくこどもまんなか社会の実現としての趣旨に賛同し、応援していただける個人や企業、団体を、当町が中心となり、各団体等とも協力もしながら広げていくことも大切な支援となると思っております。

また、現にそのような活動をされている団体等を町として応援していく体制づくりも必要なことで、こども・子育てにやさしい社会づくりを担う当町に設置されております子ども家庭センターの役割もますます重要になってくると考えられます。こどもにやさしいまちづくりとして、各課を問わず、全職員が意識改革を持ちながら、これからも子供や若者の意見を取り入れた施策の推進をしていただきたくことを提言し、この質問については、終わりいたしますが、最後に町長より一言お願いいたします。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

ただいま松田議員より、こども・子育てにやさしい社会づくりの推進についてのご提言をいただきました。

私は、さきの選挙に当たり、公約として、「人に寄り添う白浜町に」、また「人を育てる白浜町に」と町民の皆様に申し上げてまいりました。この公約実現のため、子供が健やかに安全で安心して成長できる社会の実現に向けて取組を進めていきたいと思っております。

さて、先般の渡辺由美子こども家庭庁長官によるこどもまんなか社会の講演では、ただいま松田議員が申しいただきましたように、松田議員をはじめ、議長や議員の皆さんにもご参加をいただきました。誠にありがとうございました。この講演会では、こども政策の基本理念である、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の実現、また、こども未来戦略や、こども・子育て支援加速化プランなどの主な施策を長官からご教示をいただいたとお

りであります。

また、ただいま松田議員からもございましたように、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革につきましても、子育ての支え合いの仕組みづくりにおいて大変重要であると認識をいたしております。核家族化や地域とのつながりの希薄化など社会情勢の変化による地域による子育てへの関与は少なくなっていますが、子供は家庭の中だけで育つものではなく、私どもも、自分自身の子供時代を振り返ってみましたときに、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものであるということを実感させられます。今後はさらに子供・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るとともに、家庭、学校、地域が、子供や保護者に寄り添い、子育てをサポートする環境の構築など子供に優しいまちづくりに向けた取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議 長

以上で、こどもにやさしいまちづくり事業の推進についての質問は終わりました。

次に、町立小中学校体育館へのエアコン設置についての質問を許可します。

2番 松田君

○2 番

今年の夏の気温は全国的に平均より高く、観測史上最も暑くなった昨年に匹敵する暑さでもあり、35度以上の猛暑日が続き、地域によっては40度前後の酷暑も記録されています。現在小中学校の普通教室へのエアコン設置は町内公立小中学校で100%となっています。一方、学校体育館は、猛暑のために屋外で運動ができない場合の体育の授業や部活動、そして各種行事、さらには災害時の避難する場として使用される場合もありますが、町内小中学校の体育館のエアコン設置は整っていないのが現状であります。また、真夏の暑い日に大型台風等の災害が発生し、避難所として指定されている小中学校の体育館に避難した場合、気温35度を想定すると一体体育館の中は何度になってしまうのでしょうか。熱中症による2次災害の発生するリスクもあります。平常時、非常時に活用できるフェーズフリーとしてもエアコンの設置を推進すべきと考えます。

ここで当局にお伺いします。

国も緊急防災・減災事業債、学校施設環境改善交付金を活用し、公立小中学校体育館へのエアコン設置を各自治体に促進していますが、これらの補助金の期限も今のところ令和7年度までとなっています。このような国の支援を絶好の機会として活用し、子供たちの教育環境改善、災害時の熱中症リスク低減を考え、体育館へのエアコン設置を積極的に推進して計画的な取組をすべきではと思います。以上を踏まえ、町内における公立学校体育館へのエアコン設置促進についての見解として、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

町内の公立学校体育館へのエアコン設置については、子供たちの教育環境の改善と災害時のリスク低減を重要な課題として認識しており、また、これらの目的に沿った施策の推進は不可欠であると考えています。

議員のおっしゃるように、緊急防災・減災事業債のような支援制度を最大限に活用し、計

画的かつ効率的な取組を進めることが必要であると認識しています。しかしながら、他の自治体の事例等を考えた際に、やや遅れているとも認識しています。

体育館へのエアコン設置については、まず小中学校の体育館の現状を調査すると同時に、設置に要する費用やランニングコストの調査を行い、必要性や緊急性について、防災・災害対策当局と協議を行った上で予算を計上する必要があると考えています。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

仮にエアコンを町内の全ての町立小中学校体育館に設置するならば、予算的にどのぐらい必要なのか。また、町内であれば、富田中学校体育館のような新しい施設であれば断熱性もあり、エアコン設置に対しての補助金も活用しやすいのではと考えますので、まずは補助金が活用しやすい体育館より設置を進めていけばと思いますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

エアコン設置に係る費用につきましては、体育館の広さによって必要なエアコンの容量が変わります。現在、エアコン設置に係る費用の概算について、メーカー等に照会を行っているところですが、電気式、ガスヒートポンプ式等の多様な方式があるため、時間を要しているところがございます。体育館は、通常の教室とは異なり、面積だけでなく容積も非常に大きいため、大型のエアコンを設置する必要があり、それに伴い、屋外に設置する機器も必然的に大型化する傾向にあります。大型設備を設置する場合、近隣への騒音や振動等の環境被害につながることを想定されることから、環境アセスメントが必要になる場合もございます。また、工事費用につきましても、電気配線、配管などの工事費が発生してきますが、大型施設の空調設備は方式が多岐にわたることから、エアコンの形式によって費用は大きく変動してきます。

ランニングコストの面に関しましても、体育館の規模、断熱性能により大きく変わります。

体育館へのエアコン設置は、こういった複数の要因を考慮しつつ、コストパフォーマンスに優れた内容になるよう、適切な設計を行い、事業を進めていく必要があると認識してございます。

教育委員会としましては、今後も、安心・安全のためには優先順位を考えながら、学校施設の防災強化に向けて整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

当局より体育館へのエアコン設置の必要性について認識があるとの答弁をただいまいただきましたが、そのような認識があれば、設置に向けて事業計画を立てることを考えるなど何らかのアクションを起こさなければ、いつまでたっても状況が改善されないと思います。国からの補助金が活用できるこの機会を逃さず、認識だけで幕を閉じるのではなく、具体的な今後の対応を示してほしいと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長
番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

教育委員会としましては、エアコンの設置は、地域の避難所を兼ねている体育館を優先的に検討したいと考えてございます。設置に関しましては、工事費、環境アセスメントなどの調査費、ランニングコストと情報は多岐にわたっており、その調査を行った上で、必要な予算につきまして、財政当局との協議を行いたいと考えております。

○議 長
2番 松田君

○2 番

今は私たちの世代の頃の涼しかった夏とは違い、気候変動が進み、同じ日本に住みながらも、別世界と間違えるような環境となっており、連日の猛暑でエアコンが整っていない体育館を利用している子供の負担も大きいのではないかと思います。体育館を利用する子供、そして災害により体育館に避難している方の健康のためにも、町立小中学校の体育館へのエアコン設置は必要不可欠なことであると考えます。

また、何よりも今年度8月に開催された中学生議会にて、この課題についての政策提言を中学生の方よりいただいている経緯もあり、当事者としての中学生よりの意見は大変重たいものがあると考えます。以上のことにより、町立小中学校体育館へのエアコンを設置していただくことを提言しまして、この質問については終わりといいたしますが、最後に町長より一言お願いします。

○議 長
番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

松田議員の思い、まさに共有させていただきたいと思います。中学生議会の当時の中学生の議員の皆さんからもいろいろとご提言、ご提案もいただきました。私は先般ちょっと所用がありまして白浜中学校、また富田中学校へも行ってまいりました。先ほども答弁の中にもありましたように、議員からもありましたように富田中学校は比較的新しい建物でもあります。その中で、災害時の避難場所ということを抑えた場合に、やはり停電したときにどうするかということで、今、やっておる自治体もありますけれども、LPガスでどういうふうに稼働させていくか、動かしていくかということに、私自身はすごく思いを持ってございます。教育委員会からも今答弁がありましたけれども、そういうことも含めながら、しっかりとまた、やっていきたいと思っております。

○議 長
2番 松田君

○2 番

ただいま、町長よりご答弁いただきましたけれど、本当に今、気候変動ということで、熱中症対策の必要性が問われております。体育館へのエアコン設置をそういった観点からもしっかりと進めていただきたいと思います。

○議 長

以上で、町立小中学校体育館へのエアコンの設置についての質問は終わりました。

次に、女性防災担当職員および女性・子ども・高齢者の備蓄用品についての質問を許可します。

2番 松田君

○2 番

国は2011年12月に防災基本計画を修正し、避難所での女性への配慮を盛り込みました。さらに、2013年には防災に関する男女共同参画の指針を策定し、2020年にはその改訂版となる男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインを作成しました。取組のポイントとして、①避難所で男女別の物干場や更衣室を設ける、②避難所運営のサブリーダーの3割以上を女性にする、③自治体の防災担当職員への女性の採用・登用を促進するなどを挙げています。

最近の国の調査では、2023年12月31日時点で、全国1,738市町村の防災・危機管理部局における女性職員の比率は11.5%にとどまっており、5割を超す966自治体では、女性職員はゼロであります。また、地域防災計画を審議する都道府県の防災会議に占める女性議員の割合は、平均で22.2%、2012年の4.6%からは大きく改善されましたが、国が目標とする30%にはまだ届いていない現状が報告されています。

女性の視点は災害への備蓄用品にも影響いたします。2022年の国の調査では、防災担当の女性職員が1割以上の市町村は、女性職員がゼロの市町村に比べ、女性や乳幼児向けの用品、介護用品の備蓄割合が高い傾向が見られました。避難所においては、女性が避難所運営に関わることによって、今回の能登半島地震の避難所になっている珠洲市内の小学校では、女性看護師の提案で下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員が交代で常駐する対応を取った結果、女性避難者から「人目を気にせず用品を取りに来られた」と声があったそうです。

ここで当局にお伺いします。当町における防災・危機管理部局における女性職員の配置の現状と今後の増員の予定について、答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま松田議員より、当町における防災・危機管理部局における女性職員の配置の現状と今後の増員予定についてのご質問をいただきました。

当町におきましては、令和6年度は防災・危機管理部局であります地域防災課において8名の職員を配置してございます。そのうち、女性職員を1名配置してございます。また、日置川事務所におきまして、日置川地域防災担当といたしまして女性職員を配置してございます。今後につきましては、適宜状況を見ながらまた判断しながら、引き続いて増員等を考えていく予定でございます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

また、女性や子供・高齢者が必要とされている備蓄用品の状況について、当局の答弁を求めます。

○議 長
番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

議員よりご質問いただきました女性や子供、高齢者の方々が必要とされている本町の備蓄用品の状況につきましては、備蓄食料の一部に液体ミルクやビスケット、そして新たな介護食品の枠組でありますスマイルケア食を、また生活用品といたしまして、乳幼児用・大人用の紙おむつ、生理用品等を備蓄してございます。

当課におきましては、和歌山県の被害想定に基づき必要と想定される備蓄に加えまして、現在のニーズに沿えるよう、備蓄品等の充実を年次的に図っております。また、今年度から当課に配属された女性職員を備蓄担当として配置いたしまして、女性目線での備蓄品の充実を鋭意取り組んでいるところでございます。

○議 長
2番 松田君

○2 番

最後に、既に想定、計画されていることと思いますが、避難所開設時におきましても、女性スタッフが各避難所に配備され、避難所運営に携わっていただけるような配備計画として考えていかなければと思いますが、当局の答弁を求めます。

○議 長
番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

避難所開設時における職員の配備につきましては、本町が開設する避難所運営に必要な人員を、女性職員を含めまして配置することとしておりまして、避難者の受入れやボランティア等の活動調整といった避難所運営業務に従事します。また、保健師による健康観察やニーズ調査等、女性の避難者の方々にも気軽にご相談いただけるように避難所を定期的に巡回するよう計画をしております。

なお、大規模災害により避難所運営が中長期的なものとなる場合におきましては、町職員だけの運営は極めて困難になることが想定されることから、このような場合には地域で組織されている自主防災組織や自治会の方々にもご協力をいただきまして、地域住民の方々が主体となって避難所運営を行っていただく必要が出てくるものと考えてございます。このような場合にあっても円滑な運営が行えるよう、本町では避難所運営マニュアルを策定し、その中で運営本部の構成や備蓄物資の配付窓口への女性の配置の必要性等を位置づけしており、災害時の適切な運営が行われるよう引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長
2番 松田君

○2 番

今年元旦に発生した能登半島地震でも避難所の環境が問題となりました。避難所生活の中で、女性や高齢者から困ったことなど様々なご意見があり、特に女性ならではの視点から避難所生活の改善点など多くの要望が寄せられたそうです。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは、避難所運営委員会等を設置し、女性がリーダーシ

ップを發揮しやすい体制を確立することや、避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保することが示され、男女共同参画の視点では避難所運営のリーダー、サブリーダーの3割を女性にすることを目標とされています。また、自治体職員の防災担当職員に女性を積極的に登用することが示されています。備蓄品についても、女性の視点が大変に重要であり日頃から女性の意見が取り入れられる環境を整備しなければなりません。

引き続き、当町におかれましても、女性の視点等を取り入れた防災対策を進めていただくことを提言させていただきまして、この質問を終わります。

○議 長

以上で、女性防災担当職員および女性・子ども・高齢者の備蓄用品についての質問は終わりました。

次に、耳が聞こえづらくなった人の支援についての質問を許可します。

2番 松田君

○2 番

今日、社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加しています。実際、高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われています。また、難聴になると、耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まると言われています。

この難聴対策として、聴覚補助器の活用が有効となっています。聴覚補助器にはマイクで収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器や、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。

高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として末永く動き働ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器具を選択し、適切に活用できる環境の整備は、大変重要なことであると考えます。

ここで当局にお伺いいたします。

高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備について。

そこでまず、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助器を必要とする人々への情報提供の機会や、補聴器等のお試し利用ができる場所の整備等、高齢者が自分に合った聴覚補助器を適切に選択できる環境を整備すべきと考えますが、当局の見解を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

難聴の方が生活に支障のないようにするためには、まず、医師や専門家にご相談いただきまして、聞こえ具合を正確に把握する必要があります。その上で、聴覚補助機器が有効であると診断されれば、購入を検討することになりますが、補聴器は難聴によるコミュニケーション障害を補うために体につける医療機器になりますので、自身の聴力に応じた繊細な調整が必要となります。適切な調整とケア、助言を受けることのできる販売店において、個別にしっかり相談をされた上で自分に合った補聴器を購入いただきたいと考えております。

長寿社会となり、加齢による難聴者が増えていく中で特に高齢の難聴者の方々が聞こえの問題についてどのようなことを求めており、また、町としてどのような支援ができるのか、

今後機会がありましたら、白浜町社会福祉協議会とも協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○議 長

2番 松田君

○2 番

聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設について質問をいたします。

埼玉県の川口市では、聴力の低下により周りの人とのコミュニケーションが取りにくい等、生活に支障が生じている高齢者の方が、補聴器を利用することで生活の質の向上や社会参加の機会を増やし、住み慣れた地域で健やかに生き生きと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入費の一部を補助する制度を創設しました。補助の対象は市内に住所を有し居住する満65歳以上の方で、本人が市民税非課税または生活保護受給世帯で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方となっております。原則、中等度難聴度は、両耳の聴力レベル40デシベルから70デシベル未満の方が対象です。補助の内容は2万円を上限として1人1回となっており、購入に要した費用が2万円に満たない場合は、その額を補助するものとしています。受付期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までで、申請件数が予算上限に達した場合は、期限内であっても受付終了するとしています。

そこで、私たちの地域においても、聴力の低下に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるために、購入の費用を助成する制度の創設は大変に有意義なことであると思っておりますが、当局の見解を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

現在、町では聴覚障害に関する身体障害者手帳をお持ちの方には、障害者総合支援法に基づく、補装具費支給制度を活用しまして、補聴器購入の助成を行っております。また、難聴でお困りの方が窓口にご相談に来られた際には、こうした助成制度の説明と手続的なこともご案内をさせていただいているところです。

高齢化が進む中で難聴をめぐる問題は身近であり、かつ重要で、身体障害者手帳の対象とならない方でも聴覚機能の低下などにより日常生活に支障を来している方が、全国的にも増加傾向にあると伺っております。町といたしましても、今後、全国的な動きや県内各自治体でどのような独自の助成制度を創設されているのか。対象要件も検証しながら、新たな制度の必要性について検討してみたいと考えております。

以上です。

○議 長

2番 松田君

○2 番

新たな制度の必要性として、聴覚補助器の購入費用の助成制度を創設していただきたいと思っております。

それでは、最後の質問をさせていただきます。役場窓口への軟骨伝導イヤホンの設置の推

進についての質問をいたします。

軟骨伝導イヤホン（補聴器）は耳に軽く当てるだけで利用でき、骨伝導とは異なり、骨を圧迫することがないため、装着時の痛みはほとんどなく、通常のイヤホンのように耳穴を塞がない上、左右のイヤホンの音量を個別で調節でき、片耳だけでも使えます。イヤホンは集音器とセットになっていて、雑音を取り除く機能があり、音漏れもなく、小さな声もはっきり聞くことができます。このため、大声で話すことによる個人情報等を周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者のプライバシー保護にもつながり、価格もそんなに高額ではなく、全国的にも医療機関や自治体などの窓口で軟骨伝導イヤホン補聴器の設置をする動きも増えてきております。また、聞こえに不安がある人には筆談や集音拡声器で対応もありますが、筆談では手間がかかることで、スムーズな意思疎通が難しく、集音拡声器は、耳が聞こえづらい方にとっては本当に役に立つ機器でございますが、個人情報などのデリケートな内容が周囲に漏れ聞こえるなどの心配も考えられます。当町においても、軟骨伝導イヤホンを役場窓口で設置し、マスクの着用等による聞こえづらさや大きな声での会話による個人情報を周囲に漏らすリスクの軽減を図る聴覚補助としての支援があればと考えます。

以上のことにより、高齢の方など、耳が聞こえづらい方の窓口対応をスムーズに行うためにも、聴覚補助としての軟骨伝導イヤホンを当町役場住民窓口で設置をしたいと提案いたしますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

松田議員より、役場窓口への軟骨伝導イヤホンの設置の推進について、ご質問をいただきました。

現在住民保健課窓口での耳の聞こえづらい方への業務対応につきましては、件数はさほど多くありませんが、来庁者の方と職員が筆談で直接対応し、やり取りするケースが年に数回あります。また、筆談でない場合には、少し大きめの声で職員が対応するようにしております。

次に、軟骨伝導イヤホンの設置について、他の自治体の設置状況を確認してみますと、全国的には自治体をはじめ金融機関等に設置されているところもあるようで、和歌山県内においても、今年7月に田辺市や紀美野町で3台ずつ設置したと伺っております。また、当町においては、民生課福祉係の窓口で集音拡声器を設置し、業務に当たっているところでございます。松田議員のおっしゃるとおり、筆談での煩わしさや大きな声、そして集音拡声機による個人情報などのデリケートな内容が周囲に漏れ聞こえるという心配も考えられます。今回ご提案のありました軟骨伝導イヤホンについては、通常のイヤホンや従来の骨伝導イヤホンと比べ、耳を塞ぐこともなく、耳の軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾えるため、痛みや音漏れが少なく、利用される住民の皆様にとっては使いやすいものであると思います。適切な窓口対応の接遇に取り組むためにも、他の同様の機器類と比較しながら導入について検討をしたいと思っております。

以上です。

○議 長

2番 松田君

○2 番

耳が聞こえづらくなった高齢者等と円滑にコミュニケーションが取れるよう、行政窓口のほうにそういった機器を設置していただくことを提言いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

以上で、耳が聞こえづらくなった人の支援についての質問は終わりました。

以上をもって、松田君の一般質問は終わります。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は、明日9月13日金曜日午前10時に開会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会とし、次回は9月13日金曜日午前10時に開会いたします。

議長 溝口 耕太郎は、13時57分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和6年9月12日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員